

長崎都市計画地区計画 の 決定

(長与町決定)

長崎都市計画 百合野地区計画を次のように決定する。

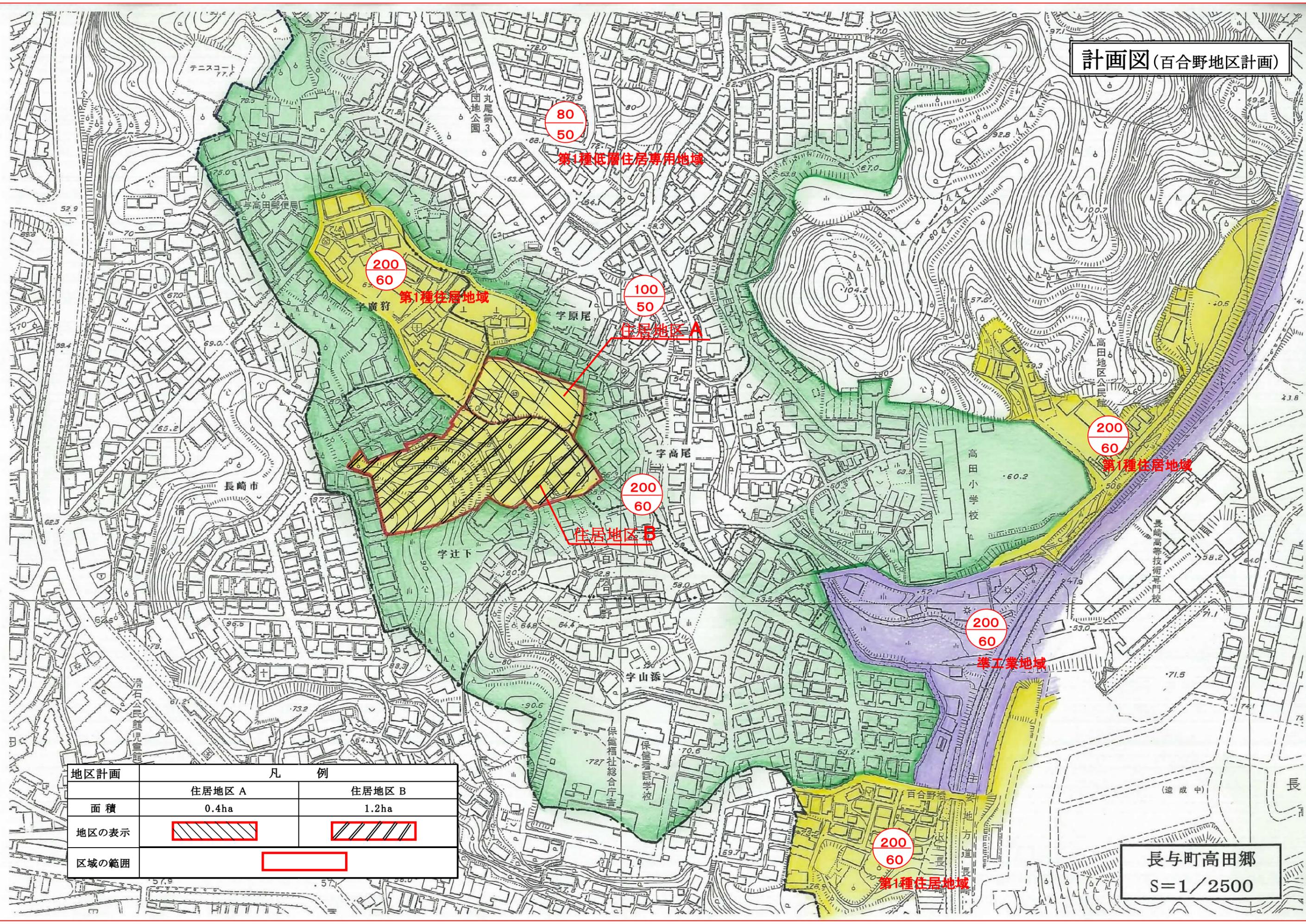
名 称		百合野地区計画	
位 置		西彼杵郡 長与町 高田郷 字辻下及び字原尾の一部	
面 積		約 1.6ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当該地区は長与町の南西部に位置し、長与町役場から南へ約 3.0 km、JR道ノ尾駅から約 0.8 kmの距離にあり、長崎市及び時津町に隣接し長与町内では最も早くから団地開発された地域である。</p> <p>平成 15 年には、団地内に長崎バス（ゆりちゃん号）も運行され交通の利便性が高い地域がある。</p> <p>また、平成 19 年には、ゆりの温泉がオープンし町内外の利用者も多い。</p> <p>そこで、地区計画を策定し、既存住宅との良好な住環境の形成を守りつつ地域の特性を活かした利便性の増進を図り、合理的な土地利用を目標とする。</p>	
	土地利用の方針	<p>住居地区A：低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。 秩序ある閑静な街並みを形成するための戸建住宅など</p> <p>住宅地区B：住居の環境を保護するため定める地域とする。 周辺環境との調和を図りつつ土地活用を行なう</p>	
	地区施設の整備方針	—	
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標を踏まえ、建築物の用途の制限、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度 について必要な基準を設定し、良好な居住環境 及び 調和のとれた街並みの創出・保全を図る。</p>	
地区整備計画	区分名称	住居地区A	住居地区B
	区分面積	約 0.4ha	約 1.2ha
	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる建築物以外に建築してはならない。</p> <p>1. 建築基準法 別表第二 (イ) 項に掲げる建築物</p>	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1. 物品販売業を営む店舗、飲食店、事務所等、ボール場、スケート場、水泳場、ホテル、旅館、自動車教習場で、1,500 m²を超える建築物は建築してはならない</p> <p>2. 畜舎</p> <p>3. 自動車修理工場</p> <p>4. 火薬、石油類、ガス、などの危険物の貯蔵・処用に供する施設</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	容積率の最高限度	住居地区A 100/100	住居地区B 200/100
		建ぺい率の最高限度	50/100	60/100
		建築物の敷地面積の最低限度 (換地は対象外とする)	—	—
		建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又は柱からの距離以下の通り。 1) 道路境界まで 1.0m以上 2) 隣地境界まで 1.0m以上 (ただし、次のものを除く。) ア 外壁又は柱の中心線長合計が3m以下であるもの イ 建築物に付属する車庫等	
		建築物の高さの最高限度	1) 建築物の高さは 10m 以下とする。	1) 建築物の高さは 12m 以下とする。
		建築物の形態又は意匠の制限	1) 建築物又はスラブ等の工作物及び看板等は、擁壁から張り出して建築し、又は建設してはならない。	
		垣又は柵の構造の制限	—	

区域は「地区計画区域図」表記のとおり。

理由 別紙理由書のとおり

計画図(百合野地区計画)



80
50

第1種低層住居専用地域

200
60

第1種住居地域

100
50

住居地区 A

200
60

住居地区 B

200
60

第1種住居地域

200
60

準工業地域

200
60

第1種住居地域

地区計画	凡 例	
	住居地区 A	住居地区 B
面積	0.4ha	1.2ha
地区の表示		
区域の範囲		

長与町高田郷
S=1/2500